

【2割負担の基準について】

(ウ) 2割負担の基準はどうなっているのか。

窓口負担の所得基準については、課税所得の基準に加え、一定以上の収入の場合に2割負担とすることとしています。

【課税所得基準】

まず、世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が最大の方の課税所得が28万円以上かどうかを確認します。28万円未満の場合、1割負担となります。

【収入基準】

課税所得が28万円以上145万円未満の方については、「年金収入＋その他の合計所得金額」を確認します。世帯に後期高齢者が1人である世帯の場合、

「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上であれば2割負担となります。

世帯に後期高齢者が2人以上いる世帯の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上であれば2割負担となります。

(エ) いつの課税所得・年収で判定するのか。

窓口負担割合の判定は、判定が行われる時期によって使用される課税所得・年収の時点が異なりますが、令和4年8月から令和5年7月までの窓口負担割合の判定は、令和3年の課税所得・年収、すなわち令和3年1月1日から12月31日までの課税所得・年収が対象となります。

(オ) 課税所得とは何か。何を見たら分かるのか。

課税所得とは、所得(公的年金等収入の場合は公的年金等控除を差し引いた金額、給与収入の場合は給与所得控除を差し引いた金額、そのほかは収入金額から必要経費を差し引いた後の金額)の合計(損益通算したもの)から繰越控除を行った後、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除を差し引いた後の金額です。

例えば、令和4年度の判定に使用する令和3年の課税所得については、令和4年6月頃に、市民税が課税されている市区町村から送付される

「令和4年度市民税 県民税 税額決定(変更)通知書」の「課税標準」の額を見ればわかります。

(カ) 年金収入、その他の合計所得金額とは何か。何を見たら分かるのか。

それぞれ、年金機構からの源泉徴収票や令和4年6月頃に、市民税が課税されている市区町村から送付される「令和4年度住民税納税通知書」をご覧ください。

(キ) 遺族年金や障害年金も「年金収入」に含まれるのか。

年金収入とは、所得税法(※)に規定する公的年金等の収入金額のことをいいます。

※所得税法第35条第2項第1号

遺族年金や障害年金は所得税における課税対象ではなく、年金収入には含まれません。

このため、2割負担の判定に当たっては、遺族年金や障害年金は勘案されない。

(ク) 個人年金は「年金収入」に含まれるのか。

年金収入とは、所得税法(※)に規定する公的年金等の収入金額のことをいいます。

※所得税法第35条第2項第1号

個人年金は公的年金等に該当しないので、年金収入には含まれません。

個人年金は、収入金額から掛け金などの必要経費を差し引いたものが「雑所得」となりますので、その他の合計所得金額に含まれます。

※このため、2割負担の判定に当たっては、個人年金が勘案される。

(ケ) 世帯に後期高齢者が3人以上いた場合でも、世帯要件の320万円は変わらないのか。

後期高齢者が3人以上いる世帯の場合も世帯要件は変わりません。